

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 470

2026年(令和8年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <https://jiyudowa-osaka.org>

2026(令和8)年度 大阪市同和問題関連部局との要望書協議

令和8年3月27日(金)午後1時より、大阪市役所地下共通会議室に於いて、「令和7年12月11日提出の令和8年度大阪市同和問題関連部局との要望書」協議が開催されました。

大阪市市民局吉田所長のご挨拶、その後自由同和会大阪府本部の畑中会長の挨拶ののち、関連部局より回答がありました。



2026(令和8)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書と大阪市回答

1 横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権問題については、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みをはじめ、ヘイトスピーチ、LGBTなどの性的少数者に関わる偏見、外国人住民との共生に関する課題など、広範にわたる対応が求められる状況にあり、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっています。

本市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、同和問題(部落差別)をはじめ、あらゆる人権課題への取組みを進めています。

今後とも、国や大阪府と連携しながら、さまざまな人権課題の解決に向けて、積極的な取組みを推進してまいります。

基本要 2-(1)

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市では、法務省に対し

・「人権救済等に関する法制度の確立について」として

「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネット等を悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところ。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」

・「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について」として

「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」

という要望などを大阪府や大阪府市長会と連携して行っています。

2-(2)

教職員の「盗撮事件」は、衝撃であったが、大阪市教育委員会として確認はされているのか、教職員に対してどの様に指導されているのか教えていただきたい。令和6年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当/指導部 初等・中学校教育担当、教育活動支援担当
市民局 人権啓発・相談センター

令和7(2025)年7月、他の自治体の教職員が児童生徒等を盗撮し、その画像などをSNS上の教職員間のグループで共有し逮捕された事案を受け、「児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律確保の徹底について」の通知を発出しました。本通知では、教職員による児童生徒性暴力等は学校教育全体に影響を及ぼすものであり、これらの行為をした場合には、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず、原則懲戒免職処分になることを改めて周知徹底しました。

さらに、被害を未然に防止する観点から、教職員個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等を撮影しないこと等について適切に取り組むこととし、服務規律確保の徹底を図るよう改めて注意喚起しました。

教育委員会が把握している各学校園における令和6(2024)年度の同和問題に関する差別事象は、2件です。事案の概要は、いずれも偏見や差別意識、忌避意識に基づく発言となっております。

学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。

大阪府が把握している部落差別事象の件数は、令和4(2022)年度14件、令和5(2023)年度25件、令和6(2024)年度8件です。令和6(2024)年度の差別事象の内訳は、投書が5件、窓口等での問い合わせや発言が2件、インターネットが1件となっております。

いずれの事象についても、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識に基づくものと認識しております。

2-(3)

「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況と課題を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市では、「人権尊重の社会づくり条例」の理念に基づき、大阪市人権施策推進審議会からの答申を

受け、平成21(2009)年に「大阪市人権行政推進計画」を策定しました。本計画では、行政運営において踏まえるべき人権尊重の視点、市民への人権教育・啓発、人権相談・救済に係る基本的な取組みをとりまとめています。

本市は、同計画に基づき、審議会の意見も踏まえながら、今日的な人権課題についても、時宜を得た取組みを進めています。

例えば、近年、深刻化するインターネット上の人権侵害に関しては、令和5(2023)年6月から高度で専門的な助言が必要な場合に、弁護士相談を無料で受けられるようにしたほか、令和7(2025)年8月からは、同和地区に関する識別情報の摘示を対象としたモニタリングを開始しました。

また、こうした取組みを実施していく中で、どれだけ人権が尊重されるまちに近づいたかなど、市民の実感度を、5年ごとに実施する市民意識調査により経年で把握しています。

これについては、概ね順調に推移しており、本計画に基づく取組みは着実に進捗しているものと認識しています。(令和7(2025)年度調査については集計中)

なお、昨年6月、国において「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されたことを受け、本市としても同計画について改定していくこととし、去る2月2日に大阪市人権施策推進審議会に諮問したところであり、令和8(2026)年度末の改定を目途に検討を進めてまいります。

2-(4)

同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課・人権啓発・相談センター

エセ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すもので、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、エセ同和行為の実態把握に努めるとともに、「エセ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。

本市においても、企業のみならず広く市民に対して、エセ同和行為の排除に関する啓発用DVDを提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「エセ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。

今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、広く市民に対しエセ同和行為の排除に向けた啓発を行うとともに、職員の意識向上に努めてまいります。

2-(5)

人権に関する「大阪市人権啓発・相談センター」への相談状況・救済方法を明らかにされたい。

市民局 人権啓発・相談センター

令和6(2024)年度当センターで受け付けた課題別の相談件数は1,567件であり、その内訳は、障がいのある人609件、高齢者71件、生活415件、近隣77件、労働37件、家族58件、女性33件、子ども36件、外国人11件、医療27件、同和問題9件、LGBT33件、その他151件となっております。

当センターでは、相談者の自主的解決を目的に、相談者に寄り添いながら人権にかかる情報の提供や解決のための助言を行うとともに、人権救済などの観点より、専門的な知識やノウハウが必要な場合は、事案に応じて法務局等の適切な機関や専門相談機関への案内を行っております。

また、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっている状況を踏まえ、専門相談員によるアドバイスに加え、弁護士による相談ができるよう、令和5(2023)年6月から支援を強化しているところです。

2-(6)

同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

令和8(2026)年度予算編成においては、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。

これらの方針に基づき、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の解決に向け、職員研修・市民啓発・相談等、局・区が連携して、より効果的、効率的に努めてまいります。

2-(7)

同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

「大阪市人権施策推進審議会」の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市では、この答申を踏まえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全区役所及び全局・室において人権尊重の視点からの取組みを進めており、引き続き、全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、国が実施した「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく「部落差別の実態に係る調査」や本市が実施している「人権問題に関する市民意識調査」などの結果を踏まえ、今後とも、粘り強く、適切に対応し、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

2-(8)

大阪市教育委員会が把握されている、「いじめによる自殺」という悲惨なニュースを耳にするたびにどうして救えなかったのかと心が痛みます。スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。

また、**大阪市立小学校・中学校のいじめ・不登校の児童・生徒の人数並びにその要因や支援体制はどのようにされているのか明らかにされたい。**

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

こども青少年局 中央こども相談センター(教育相談担当)

令和6(2024)年度における大阪市立小中学校のいじめ・不登校に関する状況については、令和7(2025)年10月29日付け大阪市ホームページ公表のとおり、小学校のいじめ認知件数は23,778件、不登校児童数は2,294人、中学校のいじめ認知件数は1,283件、不登校生徒数は4,893人となっております。

いじめにかかる未然防止の取組として、平成29(2017)年度より「いじめについて考える日」を設定し、毎年5月の連休明けの月曜日に市内全校で実施しております。令和5(2023)年度からは「いのちについて考える日」も新たに加え、自他の命の尊さや、夢や希望を持って生きることの大切さを学ぶ機会としております。

早期発見の取組として、各学期のいじめアンケート実施に加え、SNSを活用した「LINE相談窓口」の設置について、令和6(2024)年度までは相談日が週1回でしたが、令和7(2025)年度より週2回に増やすなど、より多くの子どもたちの声に耳を傾ける体制を整備しております。

支援の体制として、いじめを含む学校が抱える課題を支援する「チーム学校」における専門スタッフとして、スクールソーシャルワーカーの配置を進めてまいりましたが、引き続きその適切な配置に向けて検討を進めてまいります。

事案対応においては、法務・心理の専門家で構成される「大阪市版スクールロイヤー(SSET)」を学校に派遣するとともに、法律的・心理的な観点から助言や出前授業を実施しており、引き続き、事案の深刻化の未然防止に向けた積極的な活用の推進に向けて努めてまいります。

各段階に応じた取組を通じて、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組む、子どもたちが健全に成長できる学校生活をめざし、これまでの取組をより教職員に浸透させることができるよう、引き続き努めてまいります。

不登校の要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家

庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。

本市における不登校児童・生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や、早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人ひとりの実態に応じた支援に取り組む必要があると認識しております。

今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校など児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応を図るために配置を進めてきており、令和4(2022)年度には、市立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、令和5(2023)年度、令和6(2024)年度にも配置を拡充しています。

また、各学校において重大事態が発生した際には、教育委員会からの要請に応じて速やかにスクールカウンセラーを当該校に派遣し、児童生徒にとって適切な相談・支援を行っています。

引き続き、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、児童生徒の心のケアに努めているところです。

2-(9)

安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課・人権啓発・相談センター

本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取組みを進めています。

市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアコンサルタントによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取組みを進めています。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取組みを進めてまいります。

本市では、大阪府内において毎年6月に取り組まれている「就職差別撤廃月間」に合わせて、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別撤廃の啓発を行っています。

さらに、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。

今後とも、大阪労働局・大阪府と連携しながら、就職差別撤廃に向けた啓発を継続的に進めてまいります。

471号に続く

2026(令和8)年度 同和問題の早期完全解決に向けた大阪府要望書回答(前号から続く)

3-(6) 教育

①「いじめによる自殺」と言いう悲惨なニュースを耳にするたびに、どうして救えなかったのかと心が痛みます。「道徳教育」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であるとする。学校教育の中で「特別の教科」としての「道徳」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであるとする。また、小学校での「道徳」授業が行われているが、低学年からの「同和問題」についての授業はなされているのか各市町村の実情を報告されたい。子どもたちの道徳心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育庁市町村教育室小中学校課

府教育庁では、令和5(2023)年3月策定の第2次大阪府教育振興基本計画の重点取組である「豊かな心のはぐくみ」として道徳教育を推進しています。

学習指導要領では、「特別の教科 道徳」について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとし、授業において、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりできるよう工夫すること、また、道徳性を養うことの意義について児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組めるようにすることと示されています。

そのため、府教育庁では、府内小中学校の道徳担当の教員や市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事対象の研修会を実施しています。また、授業改善を支援するため、平成30(2018)年2月に、「『特別の教科 道徳』実践事例集」を府内小中学校に配付しました。これからも、いじめ問題への対応等、道徳教育の充実に向け、研修会等を通じて、学校、市町村の支援に努めてまいります。

また、同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

②**府立学校等での同和問題教育・人権学習の実施状況を明らかにされたい。**

教育庁教育振興室高等学校課／市町村教育室小中学校課

府立高校における人権学習の実施状況については、毎年、「人権教育実施状況調査」を実施するとともに、校長ヒアリングを通じて把握に努めています。府立高校(全日制・定時制)においては、令和6(2024)年度人権教育の実施回数は延べ1,540回であり、テーマごとでは、子どもの人権175回、同和問題259回、ジェンダー平等136回、セクシュアル・ハラスメント101回、障がい者問題157回、在日韓国・朝鮮人問題110回、その他の在日外国人問題144回、いじめ337回、性的マイノリティ169回、ヤングケアラー47回、人間関係作りと総合的内容及びその他を合わせて805回となっています。

同和教育については、各学校で定める「人権教育推進計画」のなかに必ず位置付けるように学校へ指示しています。「人権教育実施状況調査」の結果では、担任による講義のほか、外部講師を招聘しての講演を行うなどの取組みを行っており、「学校独自の教材を作成している」と回答した高校が89校ありました。

併せて、卒業年次に行う「学校生活と人権に関するアンケート」において、学習した人権教育のうち印象に残ったものをあげる質問(31テーマから3つまであげる)では、令和6(2024)年度、同和教育が最も高く、回答した生徒の4人に1人が選んでいます。

人権教育の研究については平成20(2008)年度より、府教育庁及び府教育センターが主体となって、研究団体及びモデル的な取組み事例を持つ学校から選出された共同研究員とともに研究に取り組んでいます。研究成果については、モデル的な取組み事例や教材資料等を全府立学校対象の人権事例研修等において提示するほか、「人権学習のための資料集DVD」として全府立学校に配付し、周知することによって各校における活用を促進しています。

今後とも、この共同研究をより効果的、効率的に進め、府立学校における人権教育の充実に資するよう努めてまいります。

市町村立の小中学校については、各市町村教育委員会に対して、同和問題及び様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図り校内推進体制を確立する等、人権教育を計画的・総合的に推進するよう働きかけしているところです。

また、人権教育の推進に係るヒアリングを行い実施状況の把握に努めています。

③「高等学校等就学支援金制度」について、所得制限なしで基準額が公立・私立に支援され、令和8年度には所得制限を撤廃し私立高校の授業料に対して加算支援されると聞いている。大阪府では、私立高校の授業料無償化制度の影響等により既に定員割れる府立高校が出てきており、このままでは地域で大事な役割を果たす府立高校が無くなって行ってしまうのではないかと危惧している。このような中、私立高校に負けない選ばれる府立高校づくりに向け、学校の魅力づくりや特色化など府立高校改革を進めていく必要があると考えるが、大阪府教育庁としての考えを教えてください。

教育庁教育振興室高校改革課

府教育庁では、令和7(2025)年3月に、府立高校を取り巻く環境の変化に対応していくため、「学校改革」「入試改革」「広報改革」の3つの柱を軸とした、府立高校改革の大きな方向性「府立高校改革グランドデザイン」を策定しました。

また、グランドデザインに掲げる改革を具体的に進めていくため、「府立高校改革アクションプラン」を11月に策定したところです。

プランにおいては、令和6(2024)年度中に生まれた子どもが15歳に達する令和22(2040)年を見据えた上で、府立高校の果たすべき役割を踏まえ、大阪の教育の質の向上に向けて、社会の変化に伴う学びのあり方や再編整備の方向性、高校改革に係る当面の具体策を取りまとめています。

今後、グランドデザインやアクションプランを踏まえ、府立高校が生徒等に選ばれる学校となるよう、より一層の魅力化・特色化を図る等府立高校改革を着実に進めていきます。

④**学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」(教職員向け)の通知がされているが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が確立されるよう学校や市町村教育委員会へ働きかけられたい。また、改訂された学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。**

教育庁市町村教育室小中学校課／教育振興室高等学校課・私学課

性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが重要であると認識しております。

国からの通知や資料をふまえ、まずは教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める必要があることから、日ごろから児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、校内サポートチームを組織して対応すること、医療機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのケース会議を開催する等、校内外で支援体制や相談体制の充実を図るよう、今後も市町村教育委員会を通じて学校に働きかけます。

また、令和元(2019)年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。

加えて、「生徒指導提要」に記載された性的マイノリティに関する対応についても、理解を深めるとともに、必要な支援が各学校で適切になされるよう、連絡会や研修等の機会を活用しながら、指導助言を行ってまいります。

府立高校としても、性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応が重要であり、教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが必要と認識しています。

また、管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でも、性的マイノリティに関わる研修に活用できる資料を周知しています。

令和元(2019)年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童生徒に適切に指導できるよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。

私立学校に対しては、国や大阪府の通知等を周知するとともに、校長会等においても、性的マイノリティに対する適切な対応等の実施について、引き続き働きかけてまいります。